

## 労働条件等自主点検表

施設名称	沖縄バイオ産業振興センター	対象年度	令和6年度
指定管理者名	バイオ産業振興センター運営共同体		

※ 次の確認事項について、「指定管理者による確認結果」欄の該当する箇所に○又は必要事項の記載をお願いします。

確認事項	指定管理者による確認結果																									
<b>1 労働条件の明示</b> 労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。	就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している  労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を明示しなければなりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃金の締切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含む。)については、書面を交付しなければなりません。(労働基準法(以下「法」という。)第15条)	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付している  1 2 3 4 5	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない  1 2 3 4 5	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している  1 2 3 4 5	労働契約締結時には明示していない  1 2 3 4 5																					
(3～5については、改善が必要です)																										
<b>2 就業規則</b> 就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働条件の具体的細目を定めた規則)を作成していますか。また、就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。	常時使用する労働者は10人未満である。  1 2 3 4 5	常時使用する労働者が10人以上である  作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている  1 2 3 4 5	作成して監督署に届け出るが、内容が実情に合っていない  1 2 3 4 5	作成してあるが、監督署に届け出ていない  1 2 3 4 5	作成していない  1 2 3 4 5																					
(3～5については、改善が必要です)																										
<b>3 所定休日</b> 所定休日をどのように定めていますか。  休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えるなければなりません。(法第35条)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">週休2日制</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">週休1日制</th> <th style="text-align: center;">その他</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">完全(毎週)</td> <td style="text-align: center;">月3回</td> <td style="text-align: center;">隔週</td> <td style="text-align: center;">月1～2回</td> <td style="text-align: center;">週1日</td> <td style="text-align: center;">4週4日</td> <td style="text-align: center;">4週3日以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 ○</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </table>					週休2日制				週休1日制		その他	完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下	1 ○	2	3	4	5	6	7
週休2日制				週休1日制		その他																				
完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下																				
1 ○	2	3	4	5	6	7																				
(7については、改善が必要です)																										

確認事項	指定管理者による確認結果																		
4 年次有給休暇 年次有給休暇についてはどのように取り扱っていますか。	法定どおりの年次有給休暇を与える	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない																
年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません。(法第39条)	1	2	3																
(2、3については改善が必要です)  ※年次有給休暇の法定の付与日数表（週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。）																			
<table border="1" data-bbox="881 671 1794 779"> <tr> <td data-bbox="881 671 990 711">勤続年数</td><td data-bbox="990 671 1067 711">0.5</td><td data-bbox="1067 671 1163 711">1.5</td><td data-bbox="1163 671 1258 711">2.5</td><td data-bbox="1258 671 1354 711">3.5</td><td data-bbox="1354 671 1450 711">4.5</td><td data-bbox="1450 671 1545 711">5.5</td><td data-bbox="1545 671 1641 711">6.5以上</td></tr> <tr> <td data-bbox="881 711 990 779">付与日数</td><td data-bbox="990 711 1067 779">10</td><td data-bbox="1067 711 1163 779">11</td><td data-bbox="1163 711 1258 779">12</td><td data-bbox="1258 711 1354 779">14</td><td data-bbox="1354 711 1450 779">16</td><td data-bbox="1450 711 1545 779">18</td><td data-bbox="1545 711 1641 779">20</td></tr> </table>				勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20
勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上												
付与日数	10	11	12	14	16	18	20												
※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。																			
5 健康診断 定期健康診断を実施していますか。  常時使用する労働者については、年1回定期に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生規則第44条) なお、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対しては6月以内ごとに1回定期に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生規則第45条)	毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない																
6 最低賃金 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	1	2	3																
(2、3については、改善が必要です)  <table border="1" data-bbox="881 1247 1794 1409"> <tr> <td data-bbox="881 1247 1354 1288">支払っている</td><td data-bbox="1354 1247 1794 1288">支払っていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="1067 1288 1163 1409">1</td><td data-bbox="1583 1288 1612 1409">2</td></tr> </table>				支払っている	支払っていない	1	2												
支払っている	支払っていない																		
1	2																		
(2については、改善が必要です。)  <p>【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】</p> <p>(時給制の場合)</p> $\frac{\text{時間によって定められた賃金 (時間給)}}{\text{地域別最低賃金 (時間額)}} \geq (A) \quad (B)$ <p>(日給制、週給制、月給制の場合)</p> $\frac{\text{日、週、月等によって定められた賃金}}{\text{当該期間における所定労働時間数(日、週、月によって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)}} \geq (A) \quad (B)$																			

確認事項	指定管理者による確認結果																																						
<p><b>7 割増賃金</b> 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。</p> <p>法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。(法第37条)</p> <p>※割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しません。</p>	<p><b>時間外労働・深夜労働について</b></p> <table border="1" data-bbox="876 278 1737 462"> <tr> <td data-bbox="876 278 1163 373">2割5分以上の割増率にしている</td><td data-bbox="1163 278 1450 373">2割5分未満の割増率にしている</td><td data-bbox="1450 278 1737 373">時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="876 373 1163 462">1</td><td data-bbox="1163 373 1450 462">2</td><td data-bbox="1450 373 1737 462">3</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p> <p><b>休日労働について</b></p> <table border="1" data-bbox="876 625 1737 809"> <tr> <td data-bbox="876 625 1163 719">3割5分以上の割増率にしている</td><td data-bbox="1163 625 1450 719">3割5分未満の割増率にしている</td><td data-bbox="1450 625 1737 719">休日労働をさせているが、支払っていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="876 719 1163 809">1</td><td data-bbox="1163 719 1450 809">2</td><td data-bbox="1450 719 1737 809">3</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>			2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	1	2	3	3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	1	2	3																								
2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない																																					
1	2	3																																					
3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない																																					
1	2	3																																					
<p><b>8 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入</b> 当該指定管理施設で勤務する従業員は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していますか。 また、未加入者がいる場合は、その理由を記載してください。</p> <p>※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(令和6年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。</p>	<table border="1" data-bbox="876 949 1737 1174"> <thead> <tr> <th data-bbox="876 949 1048 1044" rowspan="2">従業員数</th><th colspan="2" data-bbox="1048 949 1277 1044">雇用保険</th><th colspan="2" data-bbox="1277 949 1507 1044">健康保険</th><th colspan="2" data-bbox="1507 949 1737 1044">厚生年金保険</th></tr> <tr> <th data-bbox="1048 1044 1124 1085">加入数</th><th data-bbox="1124 1044 1201 1085">未加入数</th><th data-bbox="1277 1044 1354 1085">加入数</th><th data-bbox="1354 1044 1430 1085">未加入数</th><th data-bbox="1507 1044 1583 1085">加入数</th><th data-bbox="1583 1044 1660 1085">未加入数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="876 1085 1048 1174">5</td><td data-bbox="1048 1085 1124 1174">5</td><td data-bbox="1124 1085 1201 1174"></td><td data-bbox="1277 1085 1354 1174">5</td><td data-bbox="1354 1085 1430 1174"></td><td data-bbox="1507 1085 1583 1174">5</td><td data-bbox="1583 1085 1660 1174"></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="876 1228 1737 1634"> <tr> <td data-bbox="876 1228 1048 1296">保険の名称</td><td colspan="3" data-bbox="1048 1228 1737 1296">未加入者がいる理由</td></tr> <tr> <td data-bbox="876 1296 1048 1390">雇用保険</td><td colspan="3" data-bbox="1048 1296 1737 1390"></td></tr> <tr> <td data-bbox="876 1390 1048 1485">健康保険</td><td colspan="3" data-bbox="1048 1390 1737 1485"></td></tr> <tr> <td data-bbox="876 1485 1048 1580">厚生年金保険</td><td colspan="3" data-bbox="1048 1485 1737 1580"></td></tr> </table>			従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険		加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数	5	5		5		5		保険の名称	未加入者がいる理由			雇用保険				健康保険				厚生年金保険			
従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険																																		
	加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数																																	
5	5		5		5																																		
保険の名称	未加入者がいる理由																																						
雇用保険																																							
健康保険																																							
厚生年金保険																																							